

現在、全国各地で毎日のように埋蔵文化財の発見のニュースが、報道されています。このことは、別の面では開発、再開発に伴って、埋蔵文化財が現状変更を余儀なくされていることを示しています。首都圏に立地する上福岡市も例外でなく、小規模ながら徐々に開発の手が加えられているのが現状です。

本書は、これらの開発から文化財を守るため、昭和 62 年度に実施した、小規模開発に伴う記録保存のための発掘調査報告書であります。本年度の調査によって私達の祖先の姿がより一層浮彫りにされたことからみて、極めて重要な調査であったと言えます。

国や県などから補助金を受けて実施して参りました調査も、関係者・担当の努力で本年度で 10 年目となり、多くの資料・記録を得ることができました。その一部は、市立歴史民俗資料館で一般公開されております。これらは、先人の残した文化財を保護し、文化・歴史を知る糧として、本市の地域づくりにも大きく貢献していると確信しております。

この調査にあたって、文化庁・県教育文化財保護課・調査関係者・市関係各課の多くの方々から御指導・御協力いただき、ここに昭和 62 年度市内遺跡群発掘調査事業を完了することができました。誌上をもって厚く御礼申し上げる次第でございます。

昭和 63 年 3 月

I 調査に至る経過

当市は東京より至近距離にあるために宅地化が昭和 30 年代より始まり、現在まで進んできた。最近では農地の宅地化も鈍くなってきたが、近年は再開発の状況をも呈してきており、一方で民間の個人住宅建設も進行しつつある。

市では過去 9 年間、国庫補助を受けてこれらの民間の小規模開発に対処するため、埋蔵文化財の調査を実施してきた。今年度は、下記の 4 遺跡に対して、調査を実施した。これらの遺跡調査は、庁内関係各課と連絡調整して行ったものである。すなわち農業委員会事務局から農地転用許可申請段階、また建設部建設課から開発次善協議建築確認などの申請段階でそれぞれチェックされ、教育委員会に通知され、教育委員会は、遺跡地図と照会のうえ現地調査を実施し、遺跡の状況を確認し、そして遺跡に影響を及ぼすとみなされる工事に対して工事主体者（原因者）に連絡し、事前協議を行った。その結果、教育委員会が記録保存のための発掘調査を工事主体者（原因者）から依頼され、教育委員会が発掘主体者となって調査を実施することになったものである。

(遺跡名・調査区・調査次)	(所在地)	(調査面積)	(原因)	(原因者)	(調査期間)
1 ハケ遺跡C地区第2次調査	福岡3-2068の1・2	1900 m ²	倉庫付住宅改築	星野昌三氏	4/16～5/29
2 長宮遺跡・第17次調査	中丸1-3-11	504 m ²	個人住宅の建設	星野光二氏	6/19～6/30
3 松山遺跡・第9次調査	築地1-1-50	288 m ²	個人住宅の建設	土屋利雄氏	10/1～10/3
4 川崎遺跡・第10次調査	川崎224-1	603 m ²	個人住宅の建設	日出間義男氏	11/24～11/30



0. 沼上遺跡 1. 川崎遺跡 2. 川崎貝塚 3. 上福岡貝塚 4. 川崎横穴群 5. ハケ遺跡
 6. 長宮遺跡 7. 城山城跡 8. 丸橋遺跡 9. 松山遺跡 10. 羽沢遺跡 11. 黒貝戸遺跡
 12. 打越遺跡 13. 水子大応寺前貝塚 14. 大井戸址遺跡 15. 東台遺跡 16. 鷺森遺跡

第1図 遺跡位置図 (1/37500)

II ハケ遺跡C地区第2次の調査

ハケ遺跡C地区は、武蔵野台地の縁辺にあたり、東側が荒川底地に面し比高7m程の急峻な崖面となっている。北側には小支谷が開析されており、現在はそれに沿って道路が付設されている。

これまで、ハケ遺跡C地区は、第1次調査として縄文中期後半の住居跡5基、土坑12基、平安次代の住居跡2基が検出されている。今回の調査区は第1次調査区の南西にあたっており、東側の崖面から約70m程奥まった地点である。したがって遺跡の範囲の限界に近いところにあたると考えられていた。しかしこの地は早くから宅地化が進んでいたため、地表面から遺跡の範囲を想定することは不可能でもあった。

この地に改築の申請があったのは、昭和62年1月のことであった。この段階で、遺跡の範囲を確認することを第1として、遺跡の保存およびかかる経費について、事前協議がもたれたが、解体する旧家屋が文化財の価値を有することも明らかとなった。

また再開発における倉庫付住宅を建築する範囲外は、現状では舗装された駐車場であったが、その上に再



第2図 ハケ遺跡C地区・川崎遺跡位置図 (1/5000)

著しく攪乱されており、また、遺構も確認できなかった。続いてF区列の1、3、5、7、11区の調査に移行したが、同様の結果を得たため、A区列、F区列について埋め戻しにかかった。最終日に、未調査のD区列2、5、8、11区の調査に移行した。このD区列も、A、F区列と同様の結果を得たので、ただちに埋め戻しにかかり、昭和62年10月3日すべての作業を終了した。

V 川崎遺跡第10次の調査

川崎遺跡は、武蔵野台地の縁辺に位置し、北側へ幅600m程延びる大きな舌状台地上に位置する。川崎遺跡は大字名をとった総称で、これまで、地点を分けて川崎遺跡として9回の調査を宅地添遺跡として4回の調査を実施してきた。今回の調査は川崎遺跡9次の調査である。これ等の調査以外では、川崎遺跡予備調査として、第9次調査区の道路を挟んで南側の地区を調査している。

これ等をまとめると、その概要は以下のとおりである。

調査区	住居数	縄文前期	縄文後期	古墳時代(前期)	古墳時代(後期)	奈良・平安時代
川崎・第1次調査		3	0	1	0	6
・第2次調査		9	0	0	5	10
・第3次調査		2	0	0	0	6
・第4次調査		1	0	0	0	0
・第5次調査		1	0	0	0	3
・第6・7・8次調査		0	0	0	0	0
宅地添・第1次調査		1	0	0	0	0
・第2・3次調査		0	0	0	0	0
・第4次調査		0	1	0	0	1
計		17	1	1	5	26

このように川崎遺跡は縄文時代から奈良・平安時代までの複合遺跡であり、さらに中世以降の大溝なども検出されていることから、非常に規模の大きな遺跡となることは確実である。

今回の調査区は、黒浜期の住居跡を除去した第4次調査区の東側約40mの地点にあたり、標高12m80である。川崎舌状台地は、この地より北側へ向かって傾斜し、50m程北側では、標高11mとなっている。

調査は、昭和62年11月24日、調査区を設定することから開始した。調査区は、北側および東側の土地境



界を基準にして、2m毎に南西方向にA～K区、南東方向に1～14区を設定した。

続いて、J区列2、4、6、8、

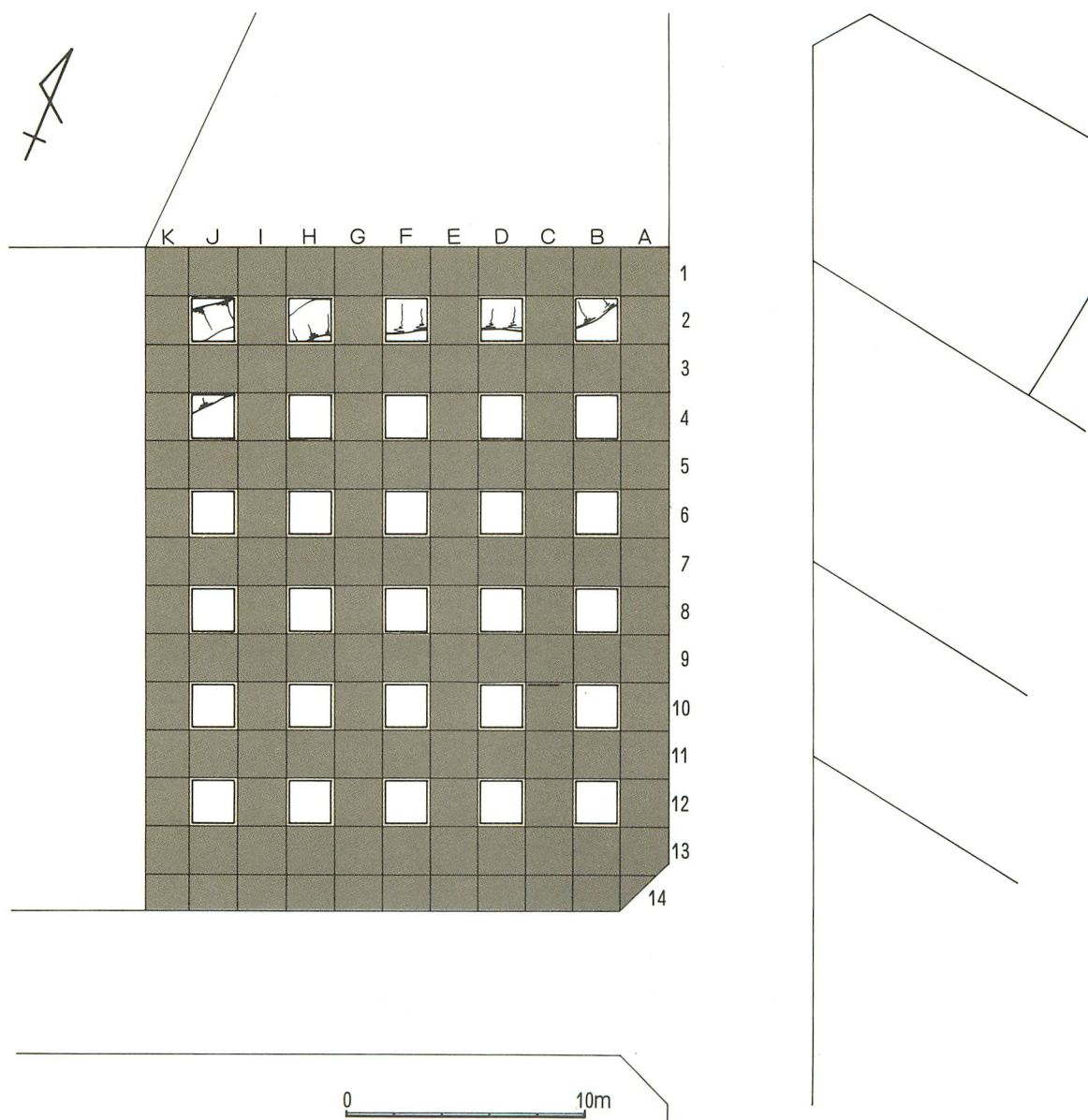
川崎遺跡第10次調査区全景

10、12区に対して、遺溝確認面まで表土を除去し、遺構の精査に努めた。その結果、J-2区およびJ-4区にかけて、溝状遺構を検出した。またJ-6区に石斧の完形品が出土した。

さらにH区列2、4、6、8、10、12区に対して、同様に表土を除去し、遺構の精査に移行した。その結果、ほぼ溝状遺構は、北東方向に延びているのが確認された。

続いて、F、D、B区列の調査に移行したが、確認されたのは溝状遺構だけであった。また全域にゴボーの耕作による攪乱が激しかった。

全区域のローム面までの遺構の精査の後、溝状遺構の調査に移行した。溝状遺構は、J-2区でほぼ底面を確認することができた。溝の上幅は3m80程に達し、深さはローム面より-50cm程であった。覆土はロームブロック混じりの黒褐色を中心とするもので、非常に軟弱で極めて新しい時期のものと考えられた。なお溝状遺構からは出土遺物は無い。



第7図 川崎遺跡第10次調査全測図 (1/300)